

Ⅲ 学習ガイド

1 授業関係

(1) 教育理念・教育目標に基づく学習

高等専門学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的として設置されています。

本校はこの目的にのっとり、Ⅰの教育理念・教育目標等を掲げ、これらを実現するためのカリキュラムを構成しています。

(2) 修業年限（学則第3条）

学 科 名	通 称 名	修業年限	備 考
商 船 学 科	S 科 ※	5 年 6 月	5 年 6 月のうち計 4 年 6 月が席上課程、 計 1 2 月が実習課程 (大型練習船に乗って遠洋航海に出ます。)
電子機械工学科	M 科	5 年	
情 報 工 学 科	I 科	5 年	

※ 商船学科では、第 2 学年修了時に、航海（N）コースと機関（E）コースにコース分けします。

(3) 学期（学則第5条）

学年を分けて、前学期及び後学期の 2 学期とし、学期の開始日及び終了日は、校長が別に定めています。

(4) 休業日（学則第6条）

次のとおり休業日を定めています。なお、特別の必要がある場合は休業日を通常の授業日に振り替えることもあります。また、これら以外の臨時の休業日や ④ ～ ⑦ の長期休業日の期間は、校長が別に定めます。

- ① 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 創立記念日 10 月 1 日
- ④ 春季休業
- ⑤ 夏季休業
- ⑥ 冬季休業
- ⑦ 学年末休業

(5) 教育課程（学則第13条・第14条）

1 年間で授業を行う週は、定期試験を含めて 35 週を原則としています。

各学科の教育課程は学則別表 1 及び別表 2 のとおり、各学年で学ぶ授業科目と単位数が決まっています。

(6) 授業への出席（進級及び卒業認定規程第10条）

授業は授業時間割のとおり実施されますので、遅刻や欠席をしないよう心がけてください。（学年皆勤、5 年間皆勤などの表彰があります。）

各科目について、年間授業時数の 5 分の 1（1 単位あたり 6 時間）を超える欠課がある場合はそれだけで「不可」の評価を受けます。

なお、本校では各時間ごとに欠課・遅刻・早退を記録します。遅刻・早退は 2 回で欠課 1 時間として扱います。

(7) 定期試験

学期	試 験	期 間	備 考
前学期	中間試験	6月中旬に約1週間	定期試験は、年4回実施。 この他にも小テストが繰り返し行われますので、日頃の予習・復習をきちんと行うことが重要です。
	期末試験	7月下旬から8月初旬に約1週間	
後学期	中間試験	11月下旬に約1週間	
	学年末試験	2月中旬に約1週間	

(8) 課程修了の認定（学則第14条，規程第14条）

学則別表に定められた，その学年に割り当てられている必修科目を全てと選択科目を必要な単位分履修し，決められた単位数を修得すれば次の学年へ進級します。

例外的に未修得科目が少しあっても進級することができますが，進級直後に実施される追認試験で合格しておく必要があります。

(9) 原級留置（学則第17条，規程第16条）

課程修了の認定が受けられない場合は，原学年に留まって，原則としてもう一度全ての教科を履修することとなります。

(10) 卒業の認定（学則第14条の2，第28条，規程第17条）

履修すべき全ての科目の履修が認定され，必要な単位数を修得すると卒業が認定され，準学士の称号が与えられます。商船学科では大型練習船による12ヵ月の乗船実習が卒業の認定に必要とされます。

(11) その他

実用英語技能検定や情報処理活用能力検定などの検定試験に合格すると合格級に応じた単位数が認定されます。

2 教務関係 Q & A

Q.1：学校を休むときはどうするの？

A：当日の9時までに、さくら連絡網から連絡するか学級担任または学生課教務係【(0820)74-5473】に連絡してください。

なお、**8時30分以前は当直者**【(0820)74-5676】に連絡してください。

学科、学年、出席番号、氏名、理由、期間等をはっきり伝えてください。

また、後日登校した時、「欠席・欠課届」に記入して、学級担任の押印またはサインをもらって教務係に提出してください。用紙は学生課事務室外のBOXに置いてあります。

① 学校保健安全法で定められた感染症で欠席をした場合

「欠席届（学校保健安全法による感染症）」に医師の診断を記入してもらう、又は医師の診断書を添えて学級担任の押印またはサインをもらって、教務係へ提出すれば出席停止扱いになり出席すべき日数から除外されます。提出しない場合は欠席となりますので注意してください。

※ 学校保健安全法による出席停止については、以下を参照

【学校保健安全法による出席停止】

学校保健安全法施行規則第18条 学校において予防すべき感染症の種類

学校保健安全法施行規則第19条 出席停止の期間の基準

第一種（学校感染症）

エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウィルス）・中東呼吸器症候群（MERS コロナウィルス）・特定鳥インフルエンザ（インフルエンザ A ウィルス血清亜型 H5N1 型・H7N9 型） 上記のほか、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
--	--------

第二種（学齢期の子どもの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで

◎ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
--	-----------------------------------

※ その他の感染症で条件によっては出席停止の措置が必要となることもある（学校医指示による）

- ・ 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ
- ・ マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・アデノウィルス

※ 上記の感染症に感染した場合、学校医その他の医師の指示を得て登校すること。

【欠席届・欠席期間を記入した診断書 ⇒ 学級担任へ提出 ⇒ 教務係へ提出】

② 入院等で1週間以上欠席をする場合

「長期欠席届」に記入して学級担任の押印またはサインをもらい、医師の診断書を添えて教務係に提出してください。長くなるときは学級担任へ経過等を必ず連絡してください。

なお、欠課時間が多いと単位未修得となり、進級、卒業ができなくなることもあるので注意してください。

③ 身内に不幸（喪に服す時）があつて欠席をする場合

「忌引願」に記入して、学級担任の押印またはサインをもらって教務係に提出すれば、出席すべき日数から除外されます。忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・叔父叔母1日です。移動の日数も加算される場合があるので、詳細については教務係に尋ねてください。「忌引願」を提出しないと欠席になり、試験中の場合は試験科目が0点になることもあるので、必ず忌引願は提出してください。

なお、保護者に不幸があつた場合は、「保護者等変更届兼誓約書」を提出する必要もあります。

④ 商船学科の学生で海技試験等を受験するため欠席をする場合

事前に「国家試験受験許可願」に記入して、教務係に提出してください。後日、1週間以内に受験票及び試験問題を教務係に提出し確認後、出席扱いになります。

なお、「国家試験受験許可願」の未提出や試験問題の確認がない場合は、欠席扱いになります。

⑤ 5年生で就職・進学のため欠席をする場合

事前に「公欠願（就職・進学用）」を学級担任又は学科長に提出し、報告書を確認された場合は、出席扱いになります。

⑥ クラブや公式行事のため欠席をする場合

「対外試合届」等が学生主事室に受理された場合は、出席扱いになります。

⑦ 通学の際、交通機関が事故や災害等で遅刻をした場合

事実発生から1週間以内に「公認欠課（遅刻）申請書」を教務係に提出すれば、出席扱いになります。交通機関の遅延による公認欠課が認められるのは以下の場合のみです。

【JR】8時15分までに大島駅到着予定の便に乗車していた場合

【バス】8時35分までに大島商船高専到着予定の便に乗車していた場合

⑧ 定期試験を体調不良のため欠席をする場合

医師の診断書を提出する場合は、定期試験の代わりに追試験を受験できます。登校できるようになったら、診断書をつけて欠席届を提出してください。また、受験できなかった担当授業科目の先生に申し出て指示を受けてください。

※ ①, ②, ③, ⑧ についても当日の9時までに学級担任または学生課教務係に必ず連絡してください。

なお、試験前・中において忌引等で欠席し、「欠席に関する届」を遅く提出した場合は、成績に反映されない場合があるので気をつけてください。

Q.2: 下宿、入寮した後の手続きは？

A: 学生係、寮務係で手続（詳細は担当係に確認してください。）を行い、教務係に「住所氏名変更届」を提出してください。

なお、学生証の変更も必要です。

また、次の場合も「変更届」が必要です。

① 自宅の住所が変わる場合

「住所氏名変更届」（通学生）、「誓約書（保護者等）記載事項変更届」に記入して教務係に提出してください。成績通知等の郵便物の送付に影響するので、速やかに提出してください。

なお、通学生は学生係へ「自宅・下宿通学届」なども提出する必要があります。

② 名前等が変わる場合

「誓約書（保護者等）記載事項変更届」、「保護者等変更届兼誓約書」、「住所氏名変更届」のいずれかに記入して教務係に提出してください。いろいろな場合があるので、該当する人は速やかに教務係へ申し出てください。

Q.3：在学証明書（証明書など）が必要なときは？

A：教務係の窓口で交付願に必要事項を記入してください。記入のとき、申請理由等が必要です。

在学証明書及び卒業見込証明書は、自動発行機により即日交付できます。

他の証明書の場合は、「**証明書交付願**」に必要事項を記入して教務係に提出してください。

ただし、証明書によっては作成に時間が必要なため、次の表を確認して申し込んでください。

時期（入試、年度始め・末等）によっては、これ以上に時間を必要とする場合もありますので、とにかく早めに連絡等願います。

証 明 書 名		交付に必要な日数
学業成績証明書		3 日
調査書		5 日
卒業見込証明書		自動発行機により交付（S 5 学生は自動発行機不可により、1 日）
在学証明書		自動発行機により交付
その他証明書	修了証明書	2 日
	卒業証明書	2 日
	その他	内容による

※ 実習中等を除いて、証明書の申請及び受け取りは本人が行いましょう。

Q.4：英検に合格したけど、単位にならないの？

A：「**知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得認定願**」に記入して、合格認定証のコピーを添えて教務係に提出すれば、単位の修得が認定されます。

ただし、在学中に取得したものに限りです。

なお、学級担任への報告もしてください。

現在、認定されている技能審査は下記の 1 2 検定で、級別によって認定単位数が異なります。詳細は、規則を参照してください。

技 能 審 査 名	単位修得を認定される級
実用英語技能検定	（準 2 級，2 級，準 1 級，1 級）
技術英語能力検定	（2 級，1 級，準プロフェッショナル，プロフェッショナル）
CG エンジニア検定	（エキスパート）
画像処理エンジニア検定	（エキスパート）
マルチメディア検定	（エキスパート）
CG クリエイター検定	（エキスパート）
Web デザイナー検定	（エキスパート）
デジタル技術検定（情報部門）	（2 級，1 級）
デジタル技術検定（制御部門）	（2 級，1 級）
情報処理活用能力検定	（準 2 級，2 級，1 級）
情報活用試験・情報システム試験	情報活用試験（1 級） 情報システム試験（プログラマ認定） 情報システム試験（システムエンジニア認定）
実用数学技能検定	（準 2 級，2 級，準 1 級，1 級）

※ 進級，就職等に有利になることもありますので，大いにチャレンジしてください。

※ CG-ARTS 検定は認定単位数の上限があります。

Q.5: インターンシップ（4～5年生）に参加したい！

A: 「インターンシップの学修許可願」に記入して実習計画書などを添えて、学級担任に提出してください。

インターンシップ終了後は、「学修証明書」、「学修報告書」を学級担任に速やかに提出してください。

また、単位認定を受けたい場合は、「インターンシップの学修単位認定願」に記入して「学修証明書」、「学修報告書」を添えて、学級担任に速やかに提出してください。

詳細は、規程を参照してください。

※ 進級、就職等に有利になることもありますので、大いにチャレンジしてください。

Q.6: 学生証を失くしました・・・

A: 「学生証再交付願」に記入し、**写真（3cm×2.4cm）を1枚**添えて教務係に提出してください。学生証は翌日、翌日が休みの場合は休み明けの日に、教務係で交付します。

※ 定期券の購入のとき、学生証が必要です。くれぐれも不正使用などしないようにしてください。

Q.7: 単位を落としました・・・

A: 追認試験の前に「追認試験受験願」に記入して、教務係に提出してください。

※ 商船学科は、科目によっては単位がないと国家資格が取得できない場合もあるので気をつけてください。

Q.8: 進路変更のことで悩んでいます・・・

A: ① 友達、先輩、身内、教員等に相談してください。

また、学生相談室で気軽に相談してください。

② 「休学」又は「退学」という選択肢もあるかもしれませんが、まずは、**学級担任**と充分相談してみてください。

※ 授業料、学校納入金の関係もあるので、慎重にしましょう。

また、奨学金を借りている人や寮に入っている人は、ほかにも諸手続が必要となりますので注意しましょう。

※ 転科を希望する場合は、第2学年の前期末までに転科願を提出すると、選考の上、第3学年への進級時に認められることがあります。

Q.9: 大学に行きたい！

A: 次の2通りが考えられます。

① 卒業後：高専専攻科への入学や大学編入学をしたい場合

5年生になって、学級担任、学科長に進学したい旨を伝えてください。

1年生から、がんばって良い成績を維持していたら、推薦してもらえます。

また、推薦を受けられない場合でも、学力試験もあるので、しっかり勉強してください。

② 在学中：大学受験したい場合

3年生（高等学校卒業と同等）を修了（見込みを含む）すれば、大学受験も可能です。

しかし、本校は本来修業年限5年の学校なので、途中で大学受験することはあまり好ましいことではありません。

それでも進路変更等のためどうしても大学受験したい場合は、まず学級担任に相談しましょう。

※ 締め切り間近の申出で、証明書が作成できないこともあるので、余裕を持って申請してください。

Q.10：（公募の）ホームステイ等に参加したい！

A：前向きでいいことだと思います。

願書等を自分で取り寄せ、学校の書類が必要な場合は「**証明書交付願**」に記入して、関係書類を添えて教務係に提出してください。

ただし、受付期間が短く、校長や学級担任の推薦書等を必要とするものが多いので、期日に余裕を持って提出してください。

なお、事前に学級担任との相談も忘れないようにしてください。

※ 長期の留学を希望する場合は、進級等の問題が生じることがあるので、慎重に検討してください。

Q.11：卒業したけど、もう少し学校で勉強（研究）したい！

A：研究生、聴講生、科目等履修生の制度を有効に利用してください。

詳細は、規則等を参照または教務係に尋ねてください。

関係用紙（届、願）は、学生課事務室外のBOX または 学生課事務室（教務係、学生係）にあります。

なお、学寮関係用紙（届、願）は、寮務事務室（寮務係）にあります。

*** 授業時間 ***

時 限	2 時間連続 (90 分)		
SHR	8:40 ～ 8:45		
1 時限	8:50 ～ 10:20		
2 時限			
3 時限	10:30 ～ 12:00		
4 時限			
昼休憩			
5 時限	12:50 ～ 14:20		
6 時限			
7 時限	14:30 ～ 16:00	14:30 ～ 15:20	* 7 時限及び 8 時限は、各 50 分 とすることもある
8 時限		15:25 ～ 16:15	

*** 試験時間 ***

時 限	1 時間 (50 分)
1 時限	8:50 ~ 9:40
2 時限	9:50 ~ 10:40
3 時限	10:50 ~ 11:40
4 時限	11:50 ~ 12:40

※ 授業変更等があるので、学生用掲示板をこまめにチェックしましょう！